

令和7年度介護保険施設等の 運営における留意事項について

(届 出 関 係)



東大阪市福祉部指導監査室法人・高齢者施設課

届出手続きの運用について

1. 共通事項

・ 変更届や加算届において必要な書類の一覧や様式等については、法人・高齢者施設課ウェブサイトに掲載していますので、必要書類等を確認のうえ郵送又は持参により届け出てください。令和6年4月1日以降新様式に変更しておりますのでご注意ください。

- ・ 【法人・高齢者施設課ウェブサイト：介護保険事業者 変更届】
http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/11-33-0-0-0_17.html
- ・ 【法人・高齢者施設課ウェブサイト：介護保険事業者 加算届】
http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/11-33-0-0-0_18.html

2.変更届について

- ・ 提出期限

- ・ **変更届**は、**変更の生じた日から10日以内に提出**する旨が介護保険法で定められています。もし変更届の提出が、変更の生じた日から1月以上遅延した場合には、遅延理由書の提出が必要です。

3.加算届について

①届出に係る加算等の算定の開始時期(法人・高齢者施設課所管分)

サービス種別	算定開始時期
(介護予防) 通所リハビリテーション	毎月15日以前に届出が受理された場合は翌月から
(介護予防) 認知症対応型通所介護	
介護老人福祉施設	届出受理月の翌月から ※届出受理日が月の初日の場合はその月から算定可
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
介護医療院	
地域密着型介護老人福祉施設	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
特定施設入所者生活介護	
(介護予防) 短期入所生活介護	
(介護予防) 短期入所療養介護	

※ 加算の要件を満たしているかどうか審査が必要なため、上記の期限よりも早めに提出してください。審査や書類補正の進捗によっては、予定した算定開始日から算定できない場合があります。

②事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合

事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが分かった場合は、当該届出の受理の取消しを行います。この場合、当該加算全体が無効となり、それまで受領していた介護給付費は返還していただきます。

③加算等が算定できなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定できなくなる状況が生じた場合又は算定できなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出てください。なお、この場合は、加算等が算定できなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとなります。もし、届出を行わず請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還しなければなりません。

④利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還

不当利得金を返還することとなった事業所は、返還と同時に利用者が支払った利用者負担金の過払い分についても、返還金にかかる計算書を付して利用者に返還してください。その場合、利用者等から受領書を受け取る等して、返還したことがわかる記録を残してください。

4.協力医療機関に関する届出について

対象:全サービス

・令和6年法改正により1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととなりました。つきましては以下の注意点及び東大阪市HP(※1)を確認の上、毎年3月31日までにメールにてご提出をお願いします。

<注意点>

- ①契約時は施設基準第1～3号(特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護については第3号欄の記載は不要)を満たすことがわかるように協力内容を記載してください。
- ②令和9年3月31日までの間は努力義務とされていますが、各年度末の時点で要件を満たす協力医療機関と協議を行わなかった場合はその理由を、要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は要件を満たす協力医療機関を確保するための今後の計画を届出書に記載し、提出してください。

- ① 協力医療機関名等を記載する欄①～③(下図参照)は施設基準第1～3号と対応しています。各基準を満たす協力医療機関名等を記入してください。

代表者の職・氏名		職名	理事長	氏名
代表者の住所		(郵便番号)		
確認を行った担当者の名前				
協力医療機関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	令和6年4月31日	協力医療機関の担当者名
	相談対応を行う体制を常時確保	医療機関名	令和6年4月31日	協力医療機関の担当者名
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	令和6年4月31日	協力医療機関の担当者名
	診療を行う体制を常時確保	医療機関名	令和6年4月31日	協力医療機関の担当者名
	③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院	医療機関名	令和6年4月31日	協力医療機関の担当者名
	入院を原則受け入れる体制を確保	医療機関名	令和6年4月31日	協力医療機関の担当者名
	協力医療機関と確認を行った日			

協力医療機関に関する届出書 (※1 東大阪市HP)

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000038741.html>

5.認知症介護実践研修(実践者研修)について

対象:地域密着型サービス事業者

標記の研修(実践者研修)は、年2回の開催となっていますので、受講を希望される場合は計画的に研修受講をしてください。なお、本研修を修了した際は、修了証書の写しを法人・高齢者施設課へ速やかに提出してください。

指定基準上義務付けられている研修一覧

サービス種別	職種	指定基準上義務付けられている研修	左記研修受講の際、事前に受講が必要な研修
認知症対応型 通所介護	管理者	認知症対応型サービス事業 管理者研修	認知症介護実践研修 (実践者研修) ※
認知症対応型 共同生活介護	計画作成担当	認知症介護実践研修 (実践者研修) ※	—
	管理者	認知症対応型サービス事業 管理者研修	認知症介護実践研修 (実践者研修) ※
	代表者	認知症対応型サービス事業 開設者研修	—

※旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了した方は、受講不要。

6.外部評価結果の提出について

対象：認知症対応型共同生活介護

厚生労働省令において、**認知症対応型共同生活介護は、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施することが定められています。**実施した外部評価結果は市へ提出する必要がありますので、提出様式については法人・高齢者施設課のウェブサイトを確認してください。

【法人・高齢者施設課ウェブサイト：自己評価・外部評価結果提出】

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000011559.html>

7.外部評価の実施回数の緩和について

対象:認知症対応型共同生活介護

自己評価及び外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる①から⑤の要件を全て満たす場合には、外部評価の実施回数を2年に1回に緩和する協議(以下、「緩和協議」)の対象となります。

- ① 過去に外部評価を5年間継続して実施していること。
- ② 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市に提出していること。
- ③ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- ④ 運営推進会議に、事業所の存する地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- ⑤ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4及び6の実践状況(外部評価)が適切であること。

※外部評価の実施回数の緩和のための継続年数に算入できるのは、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する「外部の者(外部評価機関)による評価」を行った場合に限られます。運営推進会議を活用した評価を行った場合は緩和の対象とはならないことに注意してください。

当該実施回数の緩和を希望する場合は、事業所自らが市に対して申請する必要があります。緩和協議を希望する場合は、法人・高齢者施設課のウェブサイトを確認してください。

【法人・高齢者施設課ウェブサイト：地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和について】

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023616.html>

8.介護施設等における水害や土砂災害に関する非常災害対策について

「水防法」及び「土砂災害防止法」により、要配慮者利用施設として位置付けられた施設の管理者等は避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されています。

対象の施設の管理者等は、避難確保計画を作成し当該計画を市に提出していただいておりますが、今般、水防法及び土砂災害防止法が改正施行され、避難訓練を行った際においても市への報告も義務化されました。報告様式は本市危機管理室のウェブサイトをご確認ください。対象施設には本市からも年2回リマインドメールを送付しています。必ずご提出お願いします。(対象施設のみ)

- ・【本市危機管理室ウェブサイト:要配慮者利用施設における避難確保計画の作成】
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/kikikanri/0000023807.html>

9.届出等の様式における押印廃止について

押印見直しの各種手続きが全国的に進められるなか、本市においても押印を求める手続の見直しを行いました。令和3年4月1日より、順次各種様式における押印欄を削除し、押印不要の取り扱いとしております。なお、押印することを妨げるものではありませんので、すでに押印をしたものについてはそのままご提出いただいても構いません。

10.事故報告について

既に電子メール及びウェブサイトにて周知をしておりますが、介護保険サービス等に係る事故が発生した場合は、厚生労働省令等により市に対する報告が規定されています。報告は、原則メールでの提出をお願いします。詳細については、本市のウェブサイトをご確認ください。昨年は、利用者から市へのお尋ねにより、事業所から市への事故報告書の提出ができていなかった等の事例がありましたので、対象となる事故については、必ず事故報告書を提出してください。

(参考)対象となる事故について

- 1 利用者等の負傷(医師(施設の勤務医及び配置医を含む。)の診断を受け、投薬、処置等の何らかの治療が必要となったものに限る。)死亡事故その他人身事故が発生した場合
- 2 食中毒、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症(五類感染症については集団感染等の状態になるおそれのあるものに限る。))が10人以上発生した場合
- 3 事業者の職員等の法令違反その他不祥事(利用者からの預かり金の横領、利用者の虐待、個人情報漏洩等)で利用者等の処遇に影響がある場合

4 利用者等の行方不明、自殺等が発生した場合

5 サービスの提供により、利用者等の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生する場合

6 上記の他、利用者等との紛争に発展する可能性がある場合その他報告が必要と認められる場合

・【法人・高齢者施設課ウェブサイト:事故発生時の報告(介護保険サービス事業者用)】

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000008275.html>

・【法人・高齢者施設課:提出用メールアドレス】

hojin-2@city.higashiosaka.lg.jp(「hojin」の後に[-2]が付記が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴って、社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずることとなっています。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

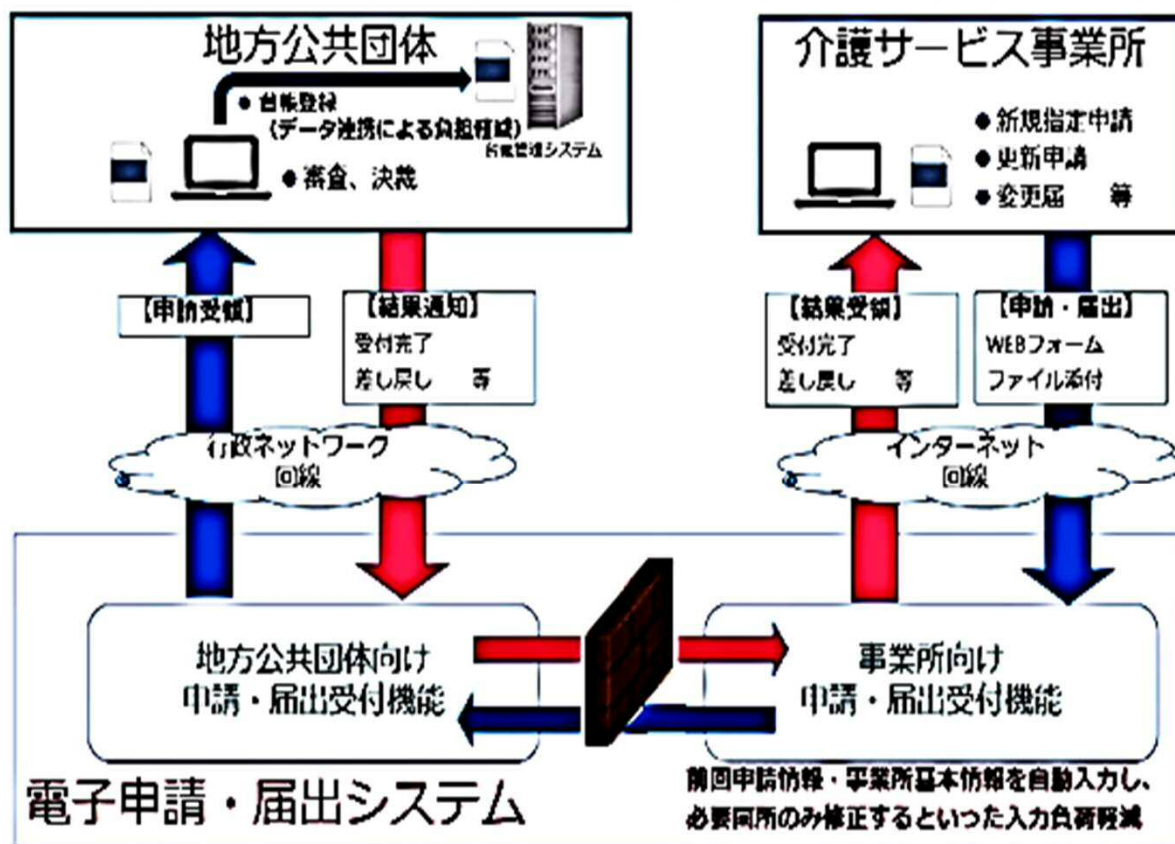
特に、上記のイに該当する場合は、事故報告書が必要ですので、ご確認をお願いします。

11.電子申請システムの導入について

1. 電子申請・届出システムの概要

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現します。

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



今年度より、電子申請・届出システムの利用が可能です。利用にあたっては、GビズIDによりログイン可能ですので、「**GビズID**」の取得をお願いいたします。詳細は下記URLをご覧ください。
・事業所様向け(申請届出サブシステム)
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※「GビズID」に関するお問い合わせ先: デジタル庁コールセンター 0570-023-797

12.業務管理体制確認検査の実施について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者(法人)は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備が義務付けられています。

また、介護保険法第115条の33に基づき、介護サービス事業者(法人)に対して、業務管理体制の整備に関する検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運用状況について確認を行います。

確認検査(一般検査)は、「業務管理体制整備の一般検査に係る報告書」の提出を求める書面検査の方法により実施します。

この確認検査は、原則として事業所の運営指導の事前提出資料の届出と同時期に行います。書面検査の結果、報告内容の不備や改善を要する事項が認められた場合は、運営指導と併せて事業者(法人)本部等へ立入の上、確認させていただくこともあります。

- ・確認検査の対象:東大阪市が業務管理体制の届出先となっている全介護サービス事業者
- ・実施時期:概ね6年に1回(ただし、必要に応じて随時実施することがあります)

なお、介護サービス事業者(法人)におかれましては、確認監査の実施に関わらず、自らが整備した業務管理体制が機能しているか、法令遵守の取組状況が適切であるかなど、自主点検していただき、法令遵守体制の整備やコンプライアンス意識の向上に努めてください。

13. 市のホームページ検索の仕方について



キーワード検索

Google 検索

検索 Q

その他で検索

1 2 3 4 5 停止

記事ID検索

検索 Q

記事番号検索する場合はI次ページの記事番号IDをいれてください。

項目	種別	記事番号ID
変更届	介護医療院	27652
変更届	地域密着サービス	27179
変更届	特定施設	10673
変更届	特養・短期入所	8916
変更届	介護老人保健施設	10365
加算届	介護老人福祉施設	10499
加算届	特定施設	10671
加算届	介護老人保健施設	12646
加算届	地域密着サービス	23284
加算届	介護医療院	27653
更新申請	地域密着サービス	27390
更新申請	特定施設	11841
更新申請	介護老人保健施設	10445
更新申請	特養・短期入所	9822
更新申請	介護医療院	38472
新規申請	地域密着サービス	33075
新規申請	介護医療院	28280
新規申請	特養・短期入所	19769
新規申請	特定施設	12790
新規申請	介護老人保健施設	35364

項目	種別	記事番号ID
事故報告書	全て	8275
業務管理体制	全て	19324
協力医療機関	全て	38741
外部評価	地域密着サービス	11559
事業所一覧	特定施設	23542
事業所一覧	地域密着サービス	10566
事業所一覧	特養・老健・医療院	23541
事業所一覧	軽費・養護	4795

ご清聴ありがとうございました。